

特定建設作業実施届出書の手引き

特定建設作業とは

建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業であって騒音規制法及び振動規制法において定めるものを特定建設作業といいます。

(1) 特定建設作業の種類

①騒音規制法関係（騒音規制法施行令別表第2）

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打くい抜機又はくい打機をアースオーガーと併用する作業を除く※1
2	びょう打機を使用する作業※2	
3	さく岩機を使用する作業※3	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練容量(混練重量)がコンクリートプラントは0.45立方メートル以上、アスファルトプラントは200キログラム以上のものに限る。 モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。※4
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。

②振動規制法関係（振動規制法施行令別表第2）

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	もんけん、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業 ※5	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。

	特定建設作業の種類	摘 要
4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限る。

※1 もんけんとは、人力により錘を持ち上げ、自然落下によるものに限る。

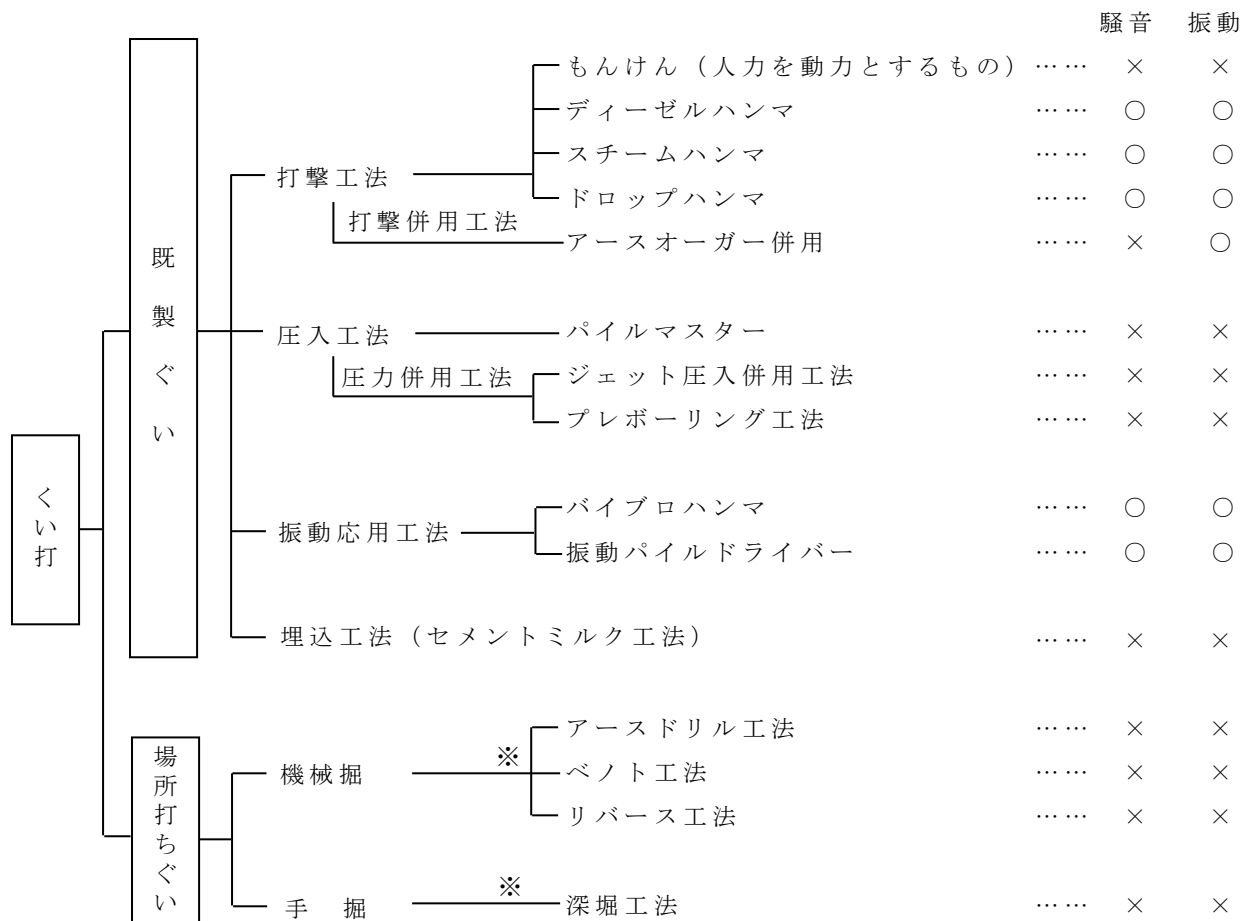
※2 びょう打機は、リベッティングハンマによるものを対象とし、インパクトレンチは対象外。

※3 さく岩機には、ドリフタ、レッグドリル、ストーパ、ジャックハンマ、ハンドハンマ、シンカー、コンクリートブレーカー、コールピックハンマ等がある。

※4 バックホウのアタッチメントをさく岩機に変更して使用する場合は、届出が必要。

※5 舗装版破砕機とは、ハンマーを落下させることによって生じる衝撃力を用いて舗装版を破壊する機械をいう。

【参考】くい打作業に係る工法別届出の要・不要



※ 杭頭部や深礎底部のはつり作業は届出が必要です。 ○：届出必要 ×：届出不要

(2) 特定建設作業の規制に関する基準

	区分	騒音	振動	制限の解除
基準値	－	85dB	75dB	－
作業禁止時間	1号区域	午後7時～翌日の午前7時		①②③④
	2号区域	午後10時～翌日の午前6時		
最大作業時間	1号区域	10時間／日		①②
	2号区域	14時間／日		
作業期間	－	連続6日以内		①②
作業禁止日	－	日曜日その他の休日		①②③⑤⑥

【備考】 1. 「制限の解除」の項の①～⑤は、次のとおりである。

- ①災害、その他非常事態の発生による緊急作業の場合
- ②人の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要な場合
- ③鉄道、軌道の正常な運行を確保するため特に必要な場合
- ④道路法、道路交通法の規定により作業を夜間にとされた場合
- ⑤道路法、道路交通法の規定により作業を日曜日、その他の休日にとされた場合
- ⑥電気事業法施行規則による変電所の変更の工事で特に必要な場合

2. 「1号区域」とは

(1) 騷音

騒音の指定区域における第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域、並びに第 4 種区域のうち学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内

(2) 振動

振動の指定区域における第 1 種区域、第 2 種区域(一)、並びに第 2 種区域(二)のうち学校、病院等の敷地の周囲おおむね 80m の区域内

3. 「2号区域」とは、騒音（振動）に係る指定区域のうち、第1号区域に該当する区域以外の区域

(3) 屈出方法

1. 届出者

建設工事の元請業者の代表者又は支店長による届出

2. 届出期限

工事開始日の7日前までです。

(例) 4 日、5 日、6 日、7 日、8 日、9 日、10 日、11 日、12 日

(届出日) ↑ _____ 中 7 月 _____ ↑ (開始日)

(注) 特定建設作業がその作業を開始した日に終了する場合（1 日で作業が終了する場合）、届出は不要です。

3. 提出書類

- ① 特定建設作業実施届出書【別紙様式】
- ② 特定建設作業が行われる場所周辺の状況の見取図
- ③ 特定建設作業に伴う建設工事の工程表
- ④ 夜間、日曜等に作業することが他法令により条件付けられた場合など

の確認書（警察署の発行した許可書の写しで、適用除外条件(日、時間等)たる項目が明記されたもの)

4. 提出部数

正副 2 部提出（受付後 1 部返却いたします。）

5. 届出先

防府市生活環境部 環境政策課 環境衛生係

防府市寿町 7－1

電 話（0 8 3 5）2 5－2 1 7 2

ファクス（0 8 3 5）2 5－2 3 6 9

E-mail seikatsu@city.hofu.yamaguchi.jp

6. 電子申請

電子申請による手続きが可能となりました。

<https://logoform.jp/form/cJ9c/1629826>

（４）建設作業にあたってのお願い

1. 工事実施にあたっては、低騒音・低振動型の建設機械や工法の採用、防音シートの設置など工事に伴って発生する騒音、振動の防止に努めてください。
2. 工事現場の周辺住民に対し、工事の概要、作業時間、防音・防振対策等について事前に説明し理解を得られるよう努めてください。
3. 騒音・振動の発生状況を常時監視し、住民との窓口となる現場責任者を選任してください。また、苦情が発生した場合に迅速に対応するため、現場責任者名、連絡先を明確にしておいてください。
4. 騒音・振動以外にも、粉じん防止や適正な廃棄物の処理等公害対策に努めてください。